



発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課

電話 (018876) 代 2100番

印刷所 湖 東 印 刷 所

電話 (018876) 2430番

一部 5円 郵便番号 018-17

毎月 1 日・15 日発行



広報紙中にある写真を欲しい方には
おあげします

馬場目保育所

ミニミニプールで大はしゃぎ

～ 斉藤さんありがとう～

指折り数えて待つ

先づ馬場目保育園のプール開きがあった。幅三階に六階のミニミニプールで、玄関脇にちよこなるとしていた。

長雨で青空のない毎日でも、やはり水が恋しい季節で、子どもたちはこの日を指折り数えて待っていた。裸の体操とランニングを終えたあと、いよいよ水浴びである。プールサイドになると、らんだりんご組とさくらんぼ組、保母さんの注ぎまねをしたり、隣りの人と水泳に関する小さな知識と情報との交換である。それがおしゃべりとなって、なかなかどきまるところを知らないうちが、もう体全体でうれしさを表わしていた。

うれしい斉藤さんの善意

子どもたちのひざ下ほどの水位であったが、腹ばいになるもの、そう高くもない縁から飛び込むもの、水をかけ合うもの、めったやたらに叫ぶもの、集団で保母さんに向うものなど、見ていて思わず笑いが誘われる。

このプールの贈り主は、蓬内台の斉藤作男さんである。身なりは小さなプールだが、給排水設備の完備された立派なものである。

斎藤さんの善意は、この夏から子どもたちが水と出合う初めてのプールとして、心のオアシスとして保育所がそこにある限り、次々に巣立っていく子どもたちの脳裏に深くきざみ込まれるであらう。

健康のありがたさを自覚したい

子どもの体づくりは、小さいころから心掛けるに越したことはない。が、現代の風潮は「読みに書き、そろばん」がどうしても優先する。健康第一とだれでも口にはするが、親の頭の中ではやっぱり人の子に先駆けて頭のよい子にしたいが先になり、健康な体づくりの方はまだまだ軽視されているのが現状だ。

有名高校、有名大学、もよいがいくら頭脳明晰（せき）でも、体がよわくては、本人はもちろん、家庭も暗くなりがち、あたら優秀な能力を社会のために發揮することもできなくなってしまう。

心身ともに健康で、休まず学校へ通えることの
ありがたさは、病気になるのはじめてしみじ
みとわかる。このだいじさを私たちはもっと自
覚していいのではないか。

その意味でも、馬場目保育所のプールを子どもたちの健康な体づくりのために大いに利用してほしい。

賛否両論 結論出ず

「ごみ焼却場改築問題」

八月四日森山公民館で、ごみ焼却場改築問題を話し合うため、岡本地区のみなさんと町当局の座談会が開かれた。現在の焼却場は、昭和三十七年に完成したもので、一日の処理能力七・五トン、しかしここ数年来持ち込まれる一日のごみ排出量は十五トンと、その処理能力をはるかに越えている。そのため野焼きを余儀なくされているが、それがハエやカラスを岡本地区へ異常集結させた誘因とみられている。座談会は完全な合意に達しない形で終わった。現状の改善を一刻も早く実現したい町側と、地区住民のさまざまな懸念が平行線をたどった。改築をよしとする人は、先進地視察して現代の科学を信じて、一日も早くハエとカラスから解放されたいとしていた。(紙面のスペースの都合上、内容は発言者の意図するところを汲んで要約したものである。意にそぐわなかった場合はお許しいただきたい。)

ハエ・カラス公害

一日も早い解消を

一関民生部長(以下部長)

岡本地区のみなさんには、何回となくごみ焼却場のことについてご足労をわずらわせ恐縮に思っています。現在の焼却場施設の不備により、ハエ、カラスなどのご迷惑をかけておることに對して衷心からお詫び申し上げます。

このようなご迷惑を一日も早く解消したいために、町では、し尿処理施設の次にごみ焼却場を計画していたが、ハエ、カラスの公害が解消が先決であると判断して、し尿処理施設に先駆け、ごみ焼却場の施設を計画した次第である。

他候補地も探す

この建設にあたっては、みなさま方が提出されている諸願の意思に添うべく他の場所の変更にも努

長い間のご迷惑

おわびしたい

町長・長い間、焼却場が不備なため大変ご迷惑をおかけしていることを、まず衷心からお詫び申し上げます。

私たち、町の最大の懸案であるごみ焼却場とし尿処理場を早く造りたいと気をもんでいるところである。みなさんからの陳情等を踏まえて検討してきた。いろいろな候補地を提示されたので検討してきたが、それぞれ問題があり解決の時間的めどがたないところから、やむを得ず現在地に建てさせていただいて、半日でも一日でも早く当面の問題を解決していくのが要点ではないかと思っている。

誠心誠意をつくしてやる

力してきたが、先回、先前回お話ししたとおりで適地が定まらず、国への申請時期などの都合もあってとりあえず岡本の現施設を近代施設に改築したいとする方向で進めているところである。

論より証拠

先ごろ、論より証拠というわけ

で、十三名(一区から七名、二区から六名)の参加協力を得て、先進地の近代施設を視察してきたところであるが、これも近代施設に對するみなさんの判断をおおぐことと、一日も早くみなさんの不安をなくしたい一心から、他意のないところである。

町で計画している施設の概要については、六月十四日付で配付した説明書のとおりで、みなさんのご理解とご協力を切にお願いしたいところである。

から十二年になるが、当初やはり焼却のために生ずるハエ、カラスの被害で、建設に對しては反対であった。

このたび役場から二回の説明を受けても、長年の被害意識からなかなか言葉を信じられなかった。今回町の先進地視察に参加してみて、百聞は一見にしかずのたとえどおり、私たちの認識が今まで不足であったという感じを持ってきた。特に感じたことは、岡本地区のみなさんが全員参加して実際見てもらえば、今の感情がもう少し進歩的になったのではないかと思

焼却炉のすぐ側まで住宅街

初め坂戸に行ったが、そこは、三〇トンと六〇トンの焼却炉があった。そこで驚いたことは、ごみ焼却炉のすぐそばに新しい家が建ち並び、公団住宅とか公営アパートがすぐ側まで接近していたことである。

私は会議にのぞむ前、焼却炉付近の住民に、ハエとか、臭い煙などの公害がないかいろいろ聞いてまわった。そしたら、だれがハエや臭いのするところに家を建てるか、とかえって笑われてきた。実際町中を歩いてみても、臭いはなくハエがいないので全く驚いてきた次第である。

各家々の窓は開け放され

家々の窓は開け放され、網戸もなく自然のままの姿であった。周辺にたんばもあり、公害について働いている人にきいてみたら、焼却炉ができてから十年にもなるが害に対する害はないという返事であった。その原因をきいてみた。水が常に流れていて、それが巡回

する段階で熱のために自然に蒸発してしまいうので、水は外に流れ出ない。したがって、たんばや煙に害をおよぼすことはないということであった。

塩谷の方も坂戸と同じ内容のものであったが、場所が里はなれた山中で、そこにはし尿処理場も併設された理想的なものであった。両地区の焼却炉を視て、全く理想的な施設であること、あらためて科学の進歩に驚いてきたところである。

収集管理の徹底指導

視察した感想は以上のほかに、いかに最新式の機械でも、それを管理する人、ゴミを捨てる人の協力がなければ、その性能を十分発揮できないこともわかってきた。この施設を管理する方々は、ゴミ収集の段階で街の人たちを実によく指導しており、この町でも、新しい施設を造るに当って十分住民に対する教育をしないことには完全な機械の性能は発揮できないとみてきた。

いづれにしても、視察に参加して良かったと思っているし、先回参加できなかったみなさんを、役場の方でもう一度視察させていただいたら、この施設に対する感情とか、考え方も違ってくるものと思う。

佐々木善蔵(司会)

部落のみなさんから、今まで、町長、部長、伊藤さんから述べてもらったこと、その他のことについて質問してほしい。

薬品消毒でハエのほくめつを

宮田峯次郎：秋田市の焼却炉も最新式であるが、もえかすが最低一〇%、時には一五〜二〇%も出て

それにくるハエを退治するため、一日四万〜五万円の薬品代が必要だといわれる。この町でも、先ごろ、ちよつとの間ハエがいなくなったときがあった。役場の方で大分薬を使ったときいたが、二〜三日したらまた元のようにハエが舞いもどってきた。新しい施設を建てる建てないは別としても、もっと薬品の散布に力を入れてもらいたい。

残灰基準は一五%以下

部長・厚生省の基準からいうと、残灰は一五%以上出ないことは確かである。新しい施設の場合は、一応別の場所を確保して、残灰は一切焼却炉付近には置かない。埋め立てができない場合は、協和町にある県保全センターに行政側の責任において運ぶようにする。最近始めた粗大ゴミの収集も、県の保全センターで処理している状態である。

週二回の消毒をしている

消毒の件については、四月末から週二回アメシロ用防除機のスビードスプレーヤーで消毒している。一回三万円ほどの経費になるが、今後も続けていきたい。もし新しい施設を建てることでできれば、ハエの出る原因になるようなものは、現場からすべて運び去るのでハエは出ないと思っている。

小玉政五郎：煙突から出る酸化物をどのように処理していくのか。

害のあるもの七百度で分解

部長・屋内で燃やすのと、外の酸素の多いところで燃やすのでは煙が違って来る。新設される焼却炉は、いったん燃やしてできたガスを再燃室に入

れ、それに油をかけて燃やし完全燃焼させて煙突から外へ出す仕組みになっている。普通害のあるものは、だいたい七百度位の熱で分解されてしまう。

煙突の高さは、焼却炉の大きさによっても違ってくるが、普通最低三五度は確保しなければならぬ。白煙が出るので、臭いとか、それによる公害は出ないといわれている。水も使うが、循環方式なので同じ水を何回も使うことになり、沈んだ汚泥は噴射で燃やし、蒸気にして煙突から外に出してしまおうので雨水と生活排水以外の排水はないことになる。

人体にどんな影響があるのか

小玉(政)：私は一般的な考えからして、煙が出ないから公害はないとする認識は当然なのと思っている。ハエ、カラスの公害も甚大であるが、一酸化炭素、窒素酸化物がどの程度出て、何十年もの歳月の中で人体にどんな影響をおよぼすのか、この点を詳しく知らせてほしいところである。

焼却場がスズ虫を追う

森山がスズ虫の群生地といわれたところは、うばふとこよりも、むしろニラ山に多くいたが、焼却場ができてから年々スズ虫が減っている状態である。

年々岡本地区には家も増えていて、汚物を運ぶ車にハエがついてきて焼却場ばかりでなく、家の中にも入ってくる。焼却場の施設を完備してもらわなければならぬことは申し上げるまでもないが、でき得るなら民家から遠く離れた山の中に建設できないものか。

厚生省の基準を信じて仕事

部長：煙の酸についての基準はあるが、勉強不足のため詳細にわたって申し上げられない。

ただ、近代的な施設であれば、厚生省で決めた基準以上のものは出ないということもまた確かである。私らはこれに従ってやっていきたいと思っている。

岡本地区のメリットはどこに

工藤武良：ゴミ焼却場を岡本地区に設けるメリットはどこにあるか。厚生省の基準があるというが、現在も基準はあるのではないか。

一日でも早く

迷惑を
取除きたい

部長：どうしてもゴミ焼却場を造らなければならぬために、今まで岡本地区以外に、今までも岡本地区に探してみたら適地がなかったこと。

岡本もまた、このまま放っておくことは迷惑を重ねてしまうことになるので、見通しのたないところに固執しているより、現在の施設を改築して近代的なものにして、一日でも早くみなさんへの迷惑を取り除きたい心情である。

新焼却場は
一日二五トンの能力
現在の施設が完全でも七・五ト



ゴミ焼却場の改築をめぐる座談会

ンしか焼却できないところに、毎日一五トンのゴミが出ています。保健所からも、早く焼却場の整備をするように指導を受けているが野焼きをしなければならないとする基準はないし、野焼きせざるを得ない状態であることは、みなさんご承知のとおりである。

新設する焼却場は、一二・五ト

ン

の施設二基になるので、一日二五トンの処理能力を持っており、将来の人口増も見通して計画した堂々めぐりに終止符を打て

金美智明 私たちも毎度集まって話し合っているが、一向に進まずいつも堂々めぐりである。何のために集まっているか疑問をいだく場面が多くある。

私たちが当初請願したのは、ハエとカラスを何とかしてくれということであつた。それに対して一刻も早く決着をつけるために、町当局では新しい焼却場を造ってそれに応えようとしているのが現状であるわけで、この問題は、長びけば長びくほど、いろいろな障害が出てくる。ハエやカラスの害はもちろん、週二回散布する殺虫剤は、焼却場の下側にある畑地やため池などに浸透して二次障害が出てくる恐れがある。金銭は働けば何とかするが、公害そのものは、何カ月か使用して、回復するまで三年も十年もかかる状態をみれば地域住民として当然捨てておかれる問題ではないのである。

最終的な同意を得たい

部長：私たちの気持ちとしては、今日みなさんから最終的な同意を得たいと思ってきたので、その点ご協力をお願いしたいところである。

応答策を考える

小玉(政)：このたびまた再建するという考え方は決定的なものであるか、決定的であればそれに対する応答策を考えなければならぬ。

現段階では決定的

部長：現段階では決定的だとしてみなさんの同意を得るためにこうして話し合っているところである。

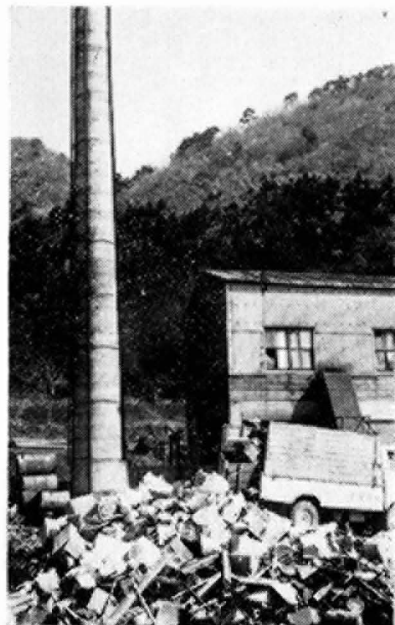
心配しなくとも

よい自信はある

町長 小玉さん、これは多少みんな心配なところであるが、公害があるような心配があれば、私が町長をやっている限りにおいてはすぐスト・ブさせる。

ちょっと言いすぎになるかも知れないが、私も先進地を見て、話も聞いてきているが、そんなに心配しなくともよいだろうとする自信があるから、ここにお願いするわけで、昔も今も将来も全然公害のないとは思って、あまり心配すれば何もできなくなってしまう。私の任期もあと一年半よりないが、そんなに心配しなくてよかったと言われるものを完成したい。すべし屋内で処理するのでハエもカラスもほとんど心配はないと思う。

当局的姿勢にももの足らなさ
佐々木吉三郎：岡本地区の人々がこの問題について承服できない理由は二つあると思う。一つはハエの問題、今一つはカラスの問題だと思ふ。過去十年間に受けた煙の被害を町長は見たことがないだろうが、これからの公害がないと断言できないところに、今までの二



野焼きを余儀なくされている
ゴミ焼却場

の舞を踏むのではないかと不安がある。従って今後このようにことに対して誓約をするとか、今までの分に対して何かの面でもってお詫びをしなければならぬ点は当局にあってしかるべきだと思ふ。熱エネルギーの利用よりも、次の公害が起きた場合に、永遠に残るような書きものが必要だと思ふ。このような点について当局の姿勢にもの足りなさを感じている是非地元のご協力を

町長：ハエ、カラスの問題であれば、私が責任を負ってもよい。私の言いたいことは、常識的にこの地へもってきたらなんとブラ

ス面をみんなの知恵で引き出すかそれを私よりみなさんから出したい。だから外へと考えて出てみたが半年や一年で解決する見通しが立たないところから、毎日ハエ、カラスで迷惑をかけているのに、これ以上放つてはおかれないのに、現在地にお願ひするより方法がないのではないかと考える方からきているわけで、是非みなさんのご協力ですばらしい施設を造らせていただきます。

昭和五十四年度の 国民健康保険税

納期は一期が七月、二期九月、三期十一月、四期十二月となっており、納期前に納付した場合は奨励金を交付します。

最近被保険者の加入、脱退がひんぱんでありますが、届出をしないと医療費の七割給付又は税額が修正されませんので、必ず十四日以内に届出してください。

国民健康保険事業の費用は、保険税と国や県、町の補助金などによってまかなわれています。

保険税は、その年の医療費（被保険者が医療機関にかかることにより町が負担する費用）の見込み額を定め、これを所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の四つの要素にあん分し

て賦課されます。

◆保険税の算出

つぎの(イ)(ロ)(ハ)より算出した合計額が五十四年度に納める税額になります。

(イ)所得割額

(前年の総所得金額－基礎控除) × 一〇〇分の六・〇

(ロ)資産割額

(固定資産税のうち土地、家屋) × 一〇〇分の二・三・〇

(ハ)被保険者均等割額

被保険者一人当たり 五千元

(ニ)世帯平等割額

一世帯当たり 一万元

・税額の算出基礎などについては納税通知書に記載してありますからたしかめてください。

(二十二万円をこえるときは二十二万円のうちきりになります)

・地方税法にもとづいてつぎのように、均等割額、平等割額が減額されます。

◆減額される世帯は

(イ)被保険者の所得の合計額が二十一万円以下の世帯

(ロ)所得が二十一万円をこえ世帯主を除く被保険者一人増すごとに十六万五千元を加えた額以下の世帯

◆減額される金額は

(イ)の世帯 均等割額一人につき三、〇〇〇円
平等割額 六、〇〇〇円

(ロ)の世帯 均等割額一人につき二、〇〇〇円
平等割額 四、〇〇〇円

※毎年二・三月に行われる住民税の申告をされない方は、このような減税措置が受けられないこととなります。所得の有無にかかわらず国保加入者は必ず申告するようにしてください。

・どんな給付が受けられるかにつき見てみると。

◆療養給付

病気やけがをしたとき、国保による診療を取り扱っている医院や病院の窓口へ保険証を提示すると必要な治療を受けることができます。

診療が終わったら治療代の一部をお医者さんの窓口で支払うことになっています。これを一部負担金といっています。一部負担金の七割は国保で負担します。

◆高額療養費の支給

同じ月に、同じお医者さんで治療を受けた代金が三万九千円をこえた分を高額療養費として支給されます。(入院、通院別に計算)なお、乳幼児の二歳未満は無料三歳は入院のみ無料、また七〇歳以上の老人も無料ですが、七割の国保負担分、高額療養費は一般の被保険者と合しく国保会計より支出されています。

◆助産費の支給

被保険者が出産したときは、一児につき六万円が支給されます。

(妊娠四カ月以上であれば、流産支給されます)

◆葬祭費の支給

被保険者が亡くなったときは、その葬祭を行ったものに三万円支給されます。

※助産費、葬祭費、高額療養費の申請は、保健衛生課国保係へ

家庭裁判所の 履行確保制度

家庭に関する紛争が真に解決されるためには、家庭裁判所の審判や調停で定められた家事債務が、当事者によってそのとおり履行されることが大切です。そのために家事債務については、一般の強制執行手続とは別に「履行確保」という特別の制度が設けられています。この制度は「履行の勧告」「履行命令」「寄託」という三つの手続に分けられ、家庭裁判所ではその活用によって当事者の自発的

な履行を促し、迅速、確実に家事債務が実現されるように努めています。

「履行状況の調査と履行の勧告」

は、家庭裁判所で定められた義務が義務者によって履行されない場合に、権利者がこれを定めた家庭裁判所に「履行の勧告」を求める申し出をすることによって始まります。この申し出は電話やはがきでもすることができ、費用もかかりません。申し出を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に調査を命ずるなどして、義務者の履行状況を確かめ、不履行があると認められる場合には、義務者の事情

を聴いたうえで、義務者が自発的に履行するように勧告します。

「履行命令と制裁」とは、金銭支払いなど財産上の給付義務について、前記のような勧告によってもなお、その履行がされない場合などに、権利者の申し立てによって家庭裁判所が義務者に対してその履行を命令し、正当な理由がなく義務者がこの命令に従わない場合は、過料の制裁を科し、それによって審判や調停で定められた義務の実現を図るものです。

「寄託」は、金銭支払の義務が定められている場合に、権利者のために家庭裁判所が義務者から金銭

を預り、これを権利者に渡すという制度で、義務者の申し出によって行われます。争いのあった当事者間で直接金銭の受渡しをすることによって、支払いの催促や送金額をめぐる再び争いが生じたり不愉快な思いをすることのないように、金銭の受渡しにつき家庭裁判所を仲介役とし、あわせて義務者に心理的な規制を加えて、円滑な履行を促進しようというものです。

この「履行確保」の制度について詳しく知りたい方は、家庭裁判所におたずねください。

☆ ☆



福祉年金受給者は

わすれずに年金証書の提出を

8月21日から受付

福祉年金を引き続いてうけるために、福祉年金の受給者は毎年八月中にお手元にある「年金証書」を役場に提出することになっております。この手続きをすることによって今年の八月から翌年の七月分までに受ける年金額を決定し、証書にその額が記入されることとなります。もしこの証書の提出がおくれますと、十一月支給分の福祉年金が受けられなくなります。なお、証書を提出する日時、会場は次の表のとおりですので、八月份の福祉年金を受けとられてから、わすれずに提出してください。

8月21日(火)	帝釈寺、町村、門前、蓬内台、寺庭、中村、小野台、平ノ下、水沢	馬場目児童館
	午前9時30分/午前11時	
8月22日(水)	恋地、坊井地、恋地部落公民館	
	午前11時30分/正午	
	杉沢	杉沢部落公民館
	午後1時/午後2時	
	合地	金沢美代之助宅
	午後2時30分/午後3時	
8月23日(木)	大川地区	午前9時30分/正午
	五城目町役場大川出張所	
	森山地区	森山分館
	午後1時30分/午後3時30分	
8月24日(金)	湯ノ又、小川口	湯ノ又部落公民館
	午前9時30分/正午	
	脇乙、落合、高千、北村、北口	落合部落公民館
	午後1時30分/午後3時30分	
	浅見内	内川児童館
	午後1時30分/午後3時30分	
8月25日(土)	下高崎、高崎、上高崎、館越、久保、上樋口	馬川分館
	午前9時30分/正午	
8月27日(月)	五城目地区、岩城町、樋口	
	五城目町役場第三会議室	
	午前9時/午後4時	

もしもあなたが被害者になったら ⑤ さしあたりの費用をどうするか

○おぼえておきたいこと

とくに余裕のある人は別として、事故にあつて困るのは、すぐいゝとお金が入用になること。そのため急いで安易に示談金で手をつといたことも起ります。

加害者側に責任感と誠意があれば、とりあえずある程度の金額を被害者に支払うのが常識ですが、そういかな場合も少なくありません。そんな場合に備えて、まず次の点によくご注意ください。

▼「保険金が出ないから、賠償金が払えない」はたんなるいいわけ。

▽シリーズ△ 心の病気 ⑦

秋田大学医学部附属病院
久場 政博

ここで話す多弁多動の人というのは、みなさんの周囲にいる、口



八丁手八丁でエネルギーに活躍している人ではありません。誤解しないでください。心の病気のあるタイプに属する状態です。すなわち、心理的な負担が重なる、あるときから突然べらべら

加害者がこういふいいわけをする

ことがありますが、これは口実です。本来、自動車損害賠償責任

保険(略称、自賠責保険)では、加害者が被害者に賠償金を支払わない限り、保険金は損害保険会社に請求することができないからで

▼被害者も直接請求できる

自賠責保険では、被害者が直接加害者の加入している損害保険会社に請求する方法もあります。この場合は、保険金といわず、賠償額の請求と呼ばれます。加害者に誠意がみられず、示談

交渉がなかなか進まないときなどにこの方法をとれば、少なくとも自賠責保険からのお金だけは、より早く受け取れます。

任意の自動車保険でも、対人賠償事故の場合、被害者が保険金相当損害賠償額を直接請求できる制度があります。

▼仮渡金、内払い制度の活用

それにしても、加害者請求、被害者請求とも支払うまでにはある程度日数を要します。損害の総額が確定しないと請求できません。請求が受理されてから、支払いまでふつう約一カ月かかります。そこで、被害者がいろいろな費用をまかなうお金を早く受け取れるように、次の仕組みが設けられています。

▼仮渡金(昭和五十三年七月一日以降発生の事故に適用)
被害者が加害者の加入している損害保険会社に請求します。損害保険会社の本店、支店に請求すれば、ふつうすぐ支払われます。支払われる金額は

①死亡の場合 百六十万円

②ケガの場合その程度に応じて四十万円・二十万円・五万円

の三段階にわかれていきます。

▼内払い

ケガの治療が長引いている場合、かさむ費用をどうするか大きな問題ですが、それを救う便法がこれです。損害額が十万元以上になると確認されたときは、十万円きざみで支払いを受けられるのです。こちらは、被害者も加害者も請

多弁多動の大ぶろしき

—ある日突然べらべら—

しゃべるようになります。このしゃべり方は全く一方的で、相手の気持ちを考えず、ただしゃべりまくるのです。しかも話の内容が途方もない大ぶろしきで、普段は話さないサラリーマンの人が、三〇〇

歩いたりします。気分的に、自分は万端の力を持ったように感じますので、誰が何といおうと全く受けつけません。夜遅くまで動きまわり、朝は朝で早くから起きだして動きまわります。何か活動することにとり

つかれたようにもみえます。医学的にみれば相当疲れているので

万の外車を買ったとか、一億円の土地を契約したというのです。さらに、ただしゃべるだけではなく、家計をかえりみずに、実際に新車をボンと買ったり、隣近所に気前よく色々なものをくばって

すが、本人はものともせず、健康だといって張りつめます。一見、話しは通じるのですが、結局うわのそらで、自分の主張をあぐまで通そうと声高に議論をふきかけてきます。

以上のべてきたことは、精神的にそう状態といわれるもので、そう病あるいはそううつ病という病名によって起ります。発病時期は十代以後、どの年代でもありま

☆ ☆ ☆

求できますが、加害者の場合は(実際に支払った金額についてだけ)請求できることになっています(注)

仮渡金・内払いの両方とも最終的に保険金(または損害賠償額)の金額が決定し、損害保険会社から支払われるときに精算されます

▼自動車保険・自賠責保険一括支払制度の活用

加害者が自動車保険(対人賠償保険)に加入している場合は、この保険の契約保険会社から自賠責保険金を含め一括して保険金が支払われる制度があります。

つづく

国税だより

贈与と税金

贈与税は、個人から財産をもらったときにもらった人にかかる税金です。贈与税は、生前に贈与が行われるとそれだけ相続税が軽くなるので、生前に贈与を受けた人と、受け手が平た人との間に、税金の面で不公平が生じないように設けられた税金です。

ところで、贈与税で問題になるのが親族関係での金銭貸借です。金銭貸借それ自体は贈与ではありませんが、俗にいう「ある時払いの催促なし」とか「出世払い」の場合には贈与とみなされます。また金銭のやりとりをしない、不動産や株式の名義を変更したり、債務を免除してもらった場合など、経済的な利益を受けたときも贈与税の課税対象になります。

贈与税の申告は、贈与を受けた年の翌年二月一日から、三月十五日までに、行うこととなりますが、一年間にもらった財産の価額が、六十万円以下のときは申告の必要がありません。

＜加害者請求＞



被害者

加害者

損害保険会社

＜被害者請求＞



損害保険会社

被害者

東南アジアの 留学生と家族で交流

楽しい秋田での夏休み



田中洋一さん(乙市)の畑で
菊の芽かき作業を体験する

東南アジアからの留学生十三名は、四日間町内に滞在し、たくさんの人たちと交流し、六日の朝、全員元気で東京へ帰った。一行は男二人と女十一人で、町内の八家庭に民泊していた。民泊先は、サトル活動などで活躍している青年たちの家庭で、留学生たちは家族ぐるみ接待を受けて感謝していた。

この留学生たちは、来春、日本の大学を受験するため、日本語などを勉強している学生で、青年活動のさかんな本町を、夏休みを利用して訪れたものである。国籍はシンガポール、マレーシア、インドネシア、ホンコン、台湾で、十

九歳から二十六歳までの青年たちである。両親は医師、事業家、外交官などをしており、裕福な家庭で、私費で日本留学しているとのことだった。兄弟も英国や米国などに留学しており、本町を姉妹で訪れた学生もいた。言葉は四カ国語以上を話し、日本語が一番へたであるとのことだったが、それでも日常会話はうまく話すが、そればかりで、民泊先の家族ともすぐ親しくなれたようだ。また世話をした人たちは、皮膚の色が日本人と同じであり、顔の形も似ており、気楽に接することができたが、食事に関してはいろいろ気をつかう

ことが多かったと話していた。二日の夜八時過ぎに本町に着いた留学生一行は翌日さっそく農作業を行った。家庭が農家である留学生は一人もおらず、全員農作業は始めてのことだったが、菊の芽かきやいも掘りに汗を流した。また、町民センターでの歓迎レセプション、醸造元や朝市の見学などのほかに、男鹿半島めぐりや県立博物館などの施設見学、竿灯見物、秋田市市内でのショッピングも行われた。留学生たちは「疲れた、疲れた」を連発しながらも、秋田での夏休みを十分楽しんでいた。留学生の一人は「大学に入学したら、もう一度緑美しい五城目町を訪れたい」と話していた。

本町からは百三十五名の選手が参加し、七種目に十四チームが鷹巣チームと対戦した。前大会で総合優勝をのがしている本町チームは、必勝を期して今大会にのぞんだが、8対5で総合優勝はならなかった。しかし、本町の野球チームは、「四十歳以上」「朝起き」とともに投手が好投手、シャットアウト勝ちであった。

試合終了後は、鷹巣町公民館で懇親会が行われ、両町の選手たちは親睦を深め合った。試合結果は次のとおり。

五城目 3-3 鷹巣

第五回五城目町、鷹巣町交歓スポーツ大会は、八月五日午前九時半から、鷹巣町の体育館を主会場として行われた。

この大会は、両町民相互の融和とスポーツの振興に役立てようと五十年に第一回大会を鷹巣町で開催している。以来、交互に開催地をかえ、昨年第四回大会を本町で行い、今回は鷹巣町が会場となったものである。

本町からは百三十五名の選手が参加し、七種目に十四チームが鷹巣チームと対戦した。前大会で総合優勝をのがしている本町チームは、必勝を期して今大会にのぞんだが、8対5で総合優勝はならなかった。しかし、本町の野球チームは、「四十歳以上」「朝起き」とともに投手が好投手、シャットアウト勝ちであった。

富津内地区コミュニティでは、七月二十九日午後一時半から同地区のコミュニティセンターで、各団体リーダーの研修会を行った。コミュニティは、生活が多様化都市化する中で、住民の地域的な連帯意識の振興を目的としているもので、富津内地区では、四十九年にコミュニティのモデル地域と

して設定された。以来同地区では環境の美化、住民の健康管理、老人福祉、交通安全など、地域に密着したコミュニティ活動を行ってきている。

当日は、富津内大手を中心とした約四十人が参加し、伊藤幸四郎さん(上山内)の司会で、冠婚葬祭などの生活合理化運動の進め方について、お互いの意見を発表し合った。参加者は、部落会や各年齢層を代表する人たちに、活発な意見交換が行われた。最後にこれからは青年会などに働きかけ若い人たちと話し合いながら、生

五城目・鷹巣交歓スポーツ 本町から135名の選手が参加



試合を待つ間、仲間を応援する選手たち

・壮年の部
鷹巣 2 2121 1515 0
五城目

▽卓球
鷹巣 5-4 五城目

▽バスケットボール
一般男子の部
鷹巣 76 4036 3726 63
五城目

一般女子の部
五城目 77 4235 917 26
鷹巣

・ママさんの部
五城目 35 8161 614 26
鷹巣

▽野球
40歳以上野球
五城目 1-0 鷹巣

朝起き野球
五城目 2-0 鷹巣

▽庭球
Aチーム 鷹巣 3-0 五城目
Bチーム 五城目 2-1 鷹巣

全町の青年

日頃の文化活動を発表



美しいハーモニーを披露する馬場目青年会

七月二十二日午前九時半から町民センターで、五城目町連合青年会が主催する全町青年文化のつどいが行われた。

これは、全町の青年が日頃行っている文化活動の内容を発表し合

い、お互いの交流を深めるとともに、青年文化活動をより発展させようというもので、昭和四十五年から毎年行っている。

今回は、秋田県青年会館事務局長の田口清克氏を招いて、講演会が行われた。田口氏は「青年会の組織論」と題して、自からの体験をもとに、約一時間の講演を行った。その中で、現在の青年会について「議論が無くなっている。統制が失われている。問題意識が薄れている」ときびしく指摘した。また、青年会の実践の場として、鹿角市の八幡平、五城目町、雄和町をあげ、本町の青年会活動を高く評価していた。

つづいて内川青年会の沢田石義一さんが、青年会に入会した感想を、畑沢正男さんが仕事をとおして感じた食品添加物についての意見を発表した。その後、富津内青年会の演劇、森山青年会の朝市のスライド映写、馬場目青年会の混声合唱があり、最後は内川青年会が、浅見内部落の祭りの伝統行事である「ねりご」を披露した。また、五城目高校の演劇部員十

数名が会場を訪れ、会員たちを喜ばせた。会場には、絵画、洋服、七宝焼などが展示され、とくに「ふるさと運動実行委員会」の写真

消防訓練大会

優勝旗は再び三分団に

七月二十二日午前九時半から五城目小学校グラウンドで、五城目町消防操法訓練大会が行われた。

これは、消防技術の向上と志気の高揚を目的として毎年行われているもので、今年大会には町内十三の分団と、恋地の婦人消防団二百七十五名が参加した。

午前中、小型ポンプ操法の講習会があり、午後から各分団対抗の競技が行われた。炎天の中、半天に地下足袋(たび)姿の団員は、小型ポンプ操法の技を競い合った。審査はポンプの操作だけでなく動作も採点の対象となり、チーム四人が一体となった競技を展開した結果は、第三分団が第九分団を

集は、町内を流れる河川へのゴミの不法投棄を指摘したもので、参加者の注目を集めていた。

町内会長会総会

小野一郎さん等

表彰される

七月二十四日、秋田市手形の秋田ヘルスセンターで、五十四年度町内会長会総会が行われた。

開会にあたり安東会長が「お互いの町内、部落が連帯して協力しあわなければならない」とあいさつを述べた。また、来賓として臨席した加賀谷町長は「微力である私になんとか長期計画の線歩みが続けてこられたのも、みなさま方のお助けによるもので、心からお礼を申しあげたい」と感謝の気持ちを述べた。

議長に安東会長を選出して議事に入り、五十三年度事業報告および決算、五十四年度事業計画および予算案が、満場一致で承認された。引き続き役員の変更が行われたが、会長はじめ全役員の留任となった。

また席上、次の方々が永年町内会長の任に当り、町と地域住民との相互理解に貢献したとして表彰された。

◆町長表彰

- ・勲統19年 小野一郎(浦横町)
- ・勲統10年 近江鉄太郎(長町)
- ・勲統10年 伊藤三郎(落合)

◆会長表彰

- ・勲統6年 島崎順吉(下樋口)

ポスター募集

世界農林業センサスの国では来年の二月一日(沖縄県は今年の十二月一日)に行われる世界農林業センサスのポスターを募集しています。

今度の世界農林業センサスは、国連食糧農業機関(FAO)が提唱する「一九八〇年世界農業センサス計画」に参加し、国際比較が可能な統計を作成するとともに、

日本の農林業の資源の総量、基本構造の実態をはっきりとつとめて、日本の農林業に正しい針路を与えるために行うものです。

農林業センサスは、豊かな食糧の確保と緑あふれる農林業を育成するための設計図作りです。このセンサスに農家、林家のみなさんの協力が得られるような傑作をお寄せください。

応募規定は次のとおりです。

●応募資格 制限なし

(作品は未発表のもの)

●内容

- ・明るく農家、林家に理解されやすいもの
- ・次の文字を必ず入れる
「世界農林業センサス」
「昭和五十五年二月一日」
「農林水産省」
- ・大きさ タテ：七センチ
ヨコ：五センチ
- ・文字を含め五色以内

●締切り

九月三日(同日消印有効)

●作品の送り先

県企画調整部統計課

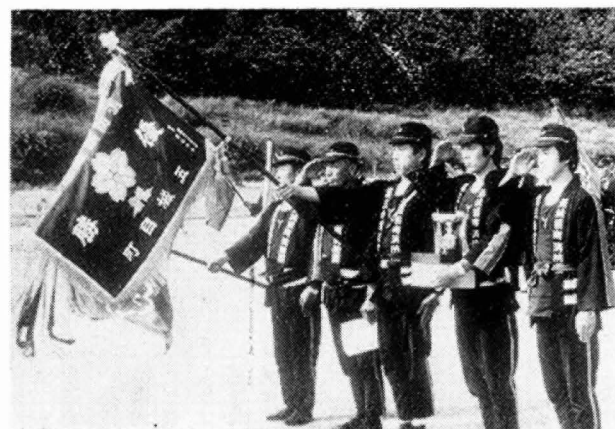
秋田市山王四丁目一

●褒賞

- ・一般の部 最優秀賞 (一名)
優秀賞 (二名)
佳作 (三名)
- ・小中学生の部 最優秀賞 (一名)
優秀賞 (二名)
佳作 (二名)

※出版権は農林水産省に属する。
※作品は返さない。

※住所、氏名、年齢、職業(小中学生は学校名、学年)を明記すること。



二連覇をはたした第三分団

9月 ごみ収集日

町内名	9月					
	1回	2回	3回	4回	5回	6回
広ヶ野	1	7	13	21	28	
希望ヶ丘	1	7	13	21	28	
田町	1	7	13	21	28	
上田町	1	7	13	21	28	
今蔵町	1	7	13	21	28	
御池町	1	7	13	21	28	
小川原町	1	7	13	21	28	
新番町	2	8	17	22		
古川町	2	8	17	22		
紀久栄町	2	8	17	22		
中川原町	2	8	17	22		
館城町	2	8	17	22		
築地町	5	11	18	26		
畑町	5	11	18	26		
新矢崎	5	11	18	26		
仲町	6	12	20	27		
長沢町	6	12	20	27		
米沢町	6	12	20	27		
雀館町	6	12	20	27		
昭辰町	6	12	20	27		
大川一	6	12	20	27		
二区	6	12	20	27		
三区	6	12	20	27		
四区	6	12	20	27		
馬場目	4	15	25			
富津内	4	15	25			
内川	4	15	25			
大(本村以外)	10	19	30			
面湯	10	19	30			
馬川	10	19	30			

●直接搬入の場合は
前もって焼却場へ
ご連絡ください。
(電話3958)

<直接搬入料>

2ト未満	1回につき	600円
2ト～4ト未満	1回につき	900円
4ト以上	1回につき	1,350円

※収集日が多少変更になることもありますが、収集日程表を必ず見てください。



おしらせ

木造家屋の
工事設備を万全に

最近木造家屋の建築工事現場における死傷災害が非常に多く発生しています。とくに、墜落災害や木工機械による災害が多発しているため、次のことを守ってください。

①現場での安全管理
その指揮のもとに安全作業をする

②作業員に必ず保護帽(安全帽)を着用させること

③高さ一・五メートルをこえる作業場所の昇降には丈夫なはしなどを使用すること

④屋根工事の転落防止のため、外部足場を屋根端より高さ七十五センチメートル以上に設けるか親綱を張るなどにより、作業員

⑤感電災害防止対策
現場付近に配電線がある場合は電力会社に連絡し防護措置をすること。

⑥高さ二メートル以上の高所作業には、足場を設け、作業床(幅四十センチメートル以上)の上で作業させること。足場を設けることができない場合は、足がかりを設け、安全帯(命綱)を使用させるなど墜落防止をはかること

⑦作業員には、墜落防止の手すり(高さ七十五センチメートル以上)を設けること

8月23日

献血をお願いします

八月二十三日(木)午前九時半から、町内五カ所を献血車が巡回します。献血にご協力をお願いします。満十六歳から満六十四歳までの人ならだれでも献血できます。

着工は
建築確認を得てから

本町における建築確認件数は、年間三百件前後ですが、未確認建築のものもあり、毎年、不法建築

物の摘発が後をたちません。今後、建築床面積が十平方メートル以上の建物を建てる場合は、必ず建築確認申請書および関係書類を提出し、県の確認を得てから着工してください。

なお、確認申請書等が提出されますと、当該申請書等に基づいて調査する期間が必要ですので、できるだけ「はやめ」に役場建設課に提出するようお願いいたします。

地集電話の切替え工事
間もなく始まる

「ご理解とご協力をお願いします」

電々公社では、五城目電報電話局の分局を馬場目小野台と内川湯ノ又三千刈に新設するための工事を、間もなく着工して来年の春には完成させることになりました。馬場目分局は県道八郎湯秋田線沿いに、内川分局は県道沿いに八月から十一月の予定でMHと管路

戦没者追悼式は
各地区ごとに行います

町では、五十四年度五城目町戦没者追悼式を、各地区ごとに行います。その日程および式場は次のとおりです。

五城目・面湯地区
8月23日 午後1時30分
町民センター「いやさか」

馬場目地区
8月24日 午後1時30分
神社前

富津内地区
8月27日 午後1時30分
富津内児童館

内川地区
8月28日 午後1時30分
湯ノ又公民館

大川地区
8月29日 午後1時30分
農村環境改善センター

工事を行います。

今までの地域集電話から新しく、一般電話へ切替わるのは、十五年三月になる予定です。

発注元は電電公社で、請負業者は東北通信建設会社です。騒音防止と交通渋滞には十分注意をいたしますが、工事期間中多少のご迷惑をおかけすることになると思っておりますので、なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

五城目電報電話局長